

大規模災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定書

(趣旨)

- 第1条 この協定は、高知県地域防災計画に基づき高知県（以下「甲」という。）が、社団法人高知県宅地建物取引業協会（以下「乙」という。）に対し、大規模災害時における民間賃貸住宅の媒介に関して協力を求めるときに必要な事項を定めるものとする。

協力要請の手続)

- 第2条 甲は、必要があると認められるときは、乙に対し協力要請を行うことができる。
- 2 前項の規定による要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭で要請することとし、後日、速やかに要請文書を乙に送付する。

(協力業務)

- 第3条 乙は、甲の要請があったときは、会員の宅地建物取引業者（以下「会員業者」という。）に対し、民間賃貸住宅の情報提供を要請するとともに、被災者への媒介を無報酬で行うよう協力を求めるものとする。
- 2 乙は、会員業者の媒介事務が円滑に行われるよう、必要な措置をとるものとする。

(乙の責務)

- 第4条 乙は、平時においても、この協定について会員業者の理解と協力を得られるよう努力するものとする。

(資料の交換)

- 第5条 甲及び乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、随時次の資料を交換するものとする。

- (1) 高知県地域防災計画
- (2) この協定に賛同する乙の会員業者の名簿

(連絡窓口)

- 第6条 この協定に関する甲の連絡窓口は、高知県土木部住宅企画課とし、乙の連絡窓口は、社団法人高知県宅地建物取引業協会事務局とする。

(協定の有効期間等)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年とする。ただし、有効期間満了日までに双方、又は、いずれか一方からの特段の意思表示がない場合は、この協定は更新するものとし、以降もこれと同様とする。

- 2 甲は、乙が業務に関し不正、又は、不誠実な行為をしたときは、この協定を解除できるものとする。

(協議事項)

第8条 この協定の実施に際し必要な事項が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

- 2 この協定に関し疑義、又は、不足する事項が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(施行)

第9条 この協定は、平成17年8月26日から施行する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成17年8月26日

甲 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号
高知県
高知県知事

乙 高知県高知市上町1丁目9番1号
社団法人高知県宅地建物取
会長

大規模災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定改定書

平成17年8月26日付けで高知県（以下「甲」という。）と公益社団法人高知県宅地建物取引業協会（以下「乙」という。）との間で定めた大規模災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定書（以下「原協定書」という。）の一部を改定する協定を定める。

（協力義務の変更）

第1条 原協定書第3条の乙の協力義務「被災者への媒介を無報酬で行う」を「被災者への媒介を行う」に改める。

（連絡窓口の変更）

第2条 原協定書第6条の甲の連絡窓口「高知県土木部住宅企画課」を「高知県土木部住宅課」に改める。

（施行）

第3条 この協定の改定は、令和元年10月8日から施行する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和元年10月8日

甲 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号

高知県

高知県知事

乙 高知県高知市丸ノ内1丁目2番14号

公益社団法人

高知県宅地建物取引業協会

会

会長